

愛リバー・サポーター制度の 手引き

愛媛県

愛リバー・サポーター制度推進協議会

目 次

愛リバー・サポーター制度とは	1
1 愛リバー・サポーター制度の仕組み	4
2 安全管理のお願いについて	5
3 参加申込み方法等について	6
4 活動にあたって	8
5 河川美化清掃活動にあたっての支援内容	10
6 変更手続き等について	12
7 注意事項について	13
8 Q & A	14
愛リバー・サポーター運営要綱	16
愛リバー・サポーター申込書	19
愛リバー・サポーター同意書	20
愛リバー・サポーター年間活動計画表	22
愛リバー・サポーター活動連絡票	23
愛リバー・サポーター実施状況報告書	24

愛リバー・サポーター制度とは

愛リバー・サポーター制度とは、河川敷の一定区間（原則として 200m～500m）について、住民団体、河川愛護団体、NPO、企業等の自発的な河川ボランティアを愛リバー・サポーターとして募集するもので、サポーターとして認定された団体の清掃美化活動に対しては、国土交通省、県及び市町等が協力して支援します。このように地域住民と行政とのパートナーシップを基本に、美しい河川環境を創り出していこうとする取り組みです。

□愛リバー・サポーター

●一級河川及び二級河川等の河川敷の一定区間について、参加者（団体・企業等）を募り、参加者はサポーターとして、河川敷の除草や清掃・美化活動を行います。

●清掃美化ボランティア参加者は、その地区の「愛リバー・サポーター」として河川敷の除草や清掃・美化活動を定期的（年間1回以上）に行います。

●愛リバー・サポーターの標識看板を設置します。

事務局となる「愛媛県愛リバー・サポーター制度推進協議会」は、申し込みのあった団体等のうちから「愛リバー・サポーター」を決定し、団体・企業名等を記載した標識看板を設置します。また、国土交通省、県及び市町等が一体となって河川愛護活動を支援します。

□愛リバー・サポーターとなることのできる河川

●愛リバー・サポーターとなることのできる河川は、県内の一級河川及び二級河川等のうち、地域のコミュニティの拠点等として重要であり、また良好な河川環境の維持管理についての住民等愛リバー・サポーターとなる団体等の協力が得られる次の河川です。

- (1) 地域のコミュニティの拠点となっている河川（区域）
- (2) レジャー、自然観察等の環境学習、地域イベントなど住民等による多様な川への関わりが見られる河川（区域）
- (3) その他、今後、地域住民等による河川愛護活動が期待される河川（区域）

●ただし、市町等が河川占用許可を得て整備・管理している公園、河川管理者が河川環境事業等で整備した河川敷等で市町等により維持管理が委託されている区間は対象とならない場合があります。

□参加できる団体等

「愛リバー・サポーター制度」には、地域と一定の関わりを持ち、またこれまでの活動等から、河川清掃美化活動のほか、河川敷地をフィールドとする自然観察等の環境学習、地域イベントなど川との多様な関わりを推進しようとする団体等の参加を期待しています。

●「愛リバー・サポーター制度」に応募できる団体等の要件は次のとおりです。

- (1) 原則として 10 人以上の団体であること
- (2) 原則として 200m～500m の河川敷を管理できること
- (3) 年間 1 回以上の河川の清掃美化活動を継続的に実施すること
の 3 つの条件が必要です。

河川愛護団体のほか、自治会、町内会、小中学校・高校、老人会・婦人会、地元企業等、幅広い県民各層からの参加を期待しています。

●ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年愛媛県条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等が代表者である団体等その他「愛媛県愛リバー・サポーター制度推進協議会」が不相当と認める団体や企業等は参加することができません。

□活動の内容

愛リバー・サポーターは、一級河川及び二級河川等の一定区間のサポーターとしての河川清掃や河川美化活動等の河川管理の一部を行っていただきます。（年間 1 回以上）。

また、河川美化清掃活動のほか、河川敷をフィールドとする自然観察等の環境学習、地域イベントなど、川との多様な関わりを推進し、河川についての理解を深めていただきます。

□活動の効果

河川ボランティア活動を通じて地域の河川が美しく保たれるだけでなく、ボランティア活動の高揚と、河川敷を活用した地域イベントの開催等、今後の街づくりに効果が期待されます。

河川についての参加者や周辺住民の関心が高まり、「川づくり」のパートナーとしての役割が期待されます。

□参加者（企業・団体等）は

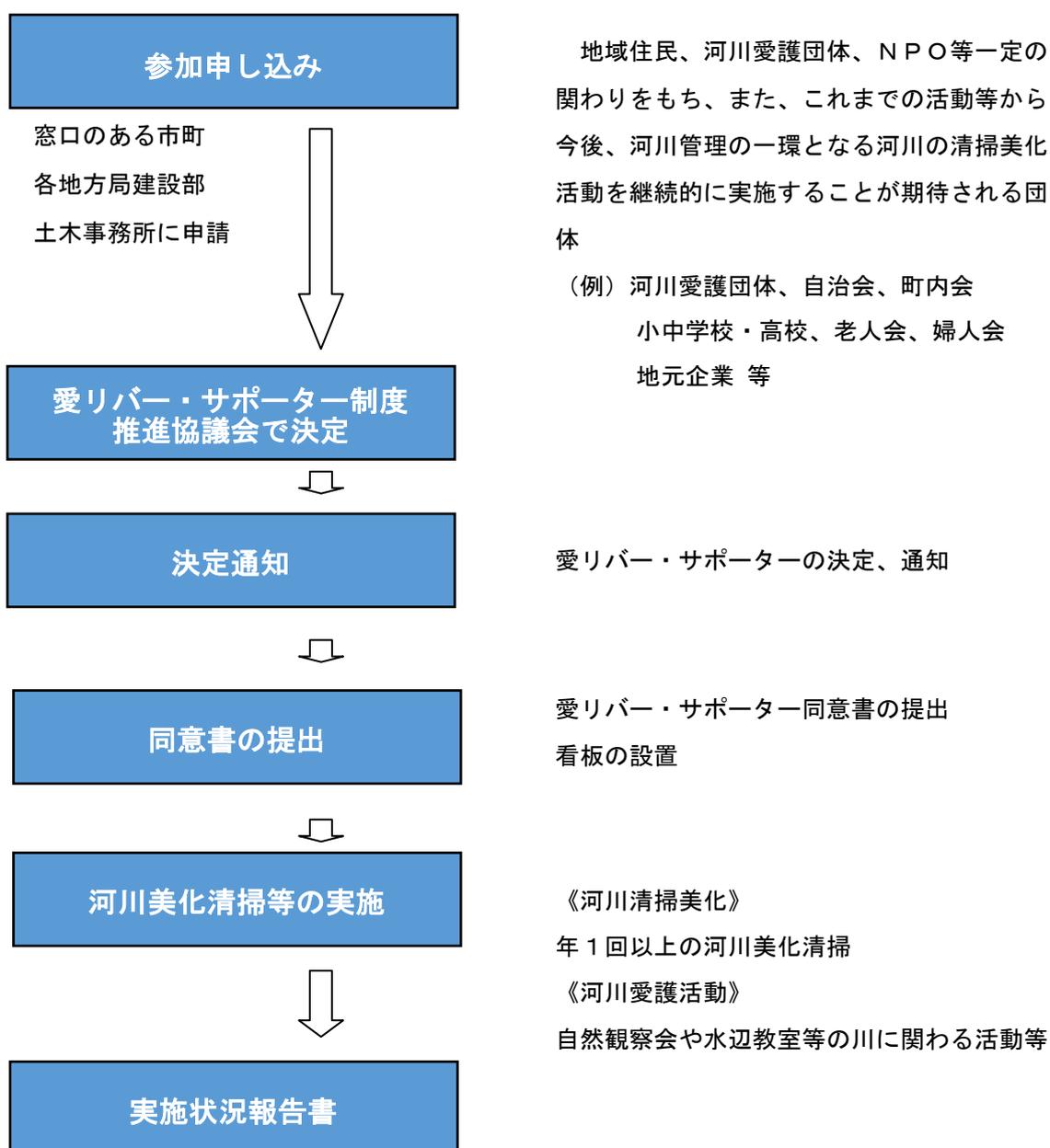
- 河川の一定区間の愛リバー・サポーターになろうとする企業・団体等は、窓口のある市町又は県の地方局建設部・土木事務所に参加を申し込みます。
- 「愛媛県愛リバー・サポーター制度推進協議会」で愛リバー・サポーターとして決定した企業・団体等は、決定の日から愛リバー・サポーター同意書を提出します。
- 愛リバー・サポーターとなった団体・企業は、年間活動計画表に基づいて、年間1回以上の美化清掃活動を行います。（日時等は原則として各団体・企業で決定します。）
- 河川清掃美化活動等を実施したときは、活動を行った日の属する月の翌月末日までに、愛リバー・サポーター実施状況報告書を県の地方局建設部・土木事務所に提出します。

□「愛媛県愛リバー・サポーター制度推進協議会」は

- 河川管理者（国土交通省又は県）及び市町等で構成する「愛媛県愛リバー・サポーター制度推進協議会」が愛リバー・サポーターのパートナーとして、河川美化清掃活動や河川愛護活動を支援します。
- 「愛リバー・サポーター」の名称を記載した標識看板を設置します。
- 県や市町は、愛リバー・サポーターの河川美化清掃活動にあたり、ゴミの運搬・処分やボランティア保険の加入等、公益的活動をバックアップします。（市町によっては、団体が直接処分場へ持ち込んでいただく場合もあります。）

1 愛リバー・サポーター制度の仕組み

愛リバー・サポーター制度とは、県内の一級河川又は二級河川等の河川敷（河川区域）の一定の区間（原則として 200m～500m）について、住民団体、河川愛護団体、NPO、企業等の自発的な河川ボランティアを募集し、このボランティア団体が河川敷のサポーターとなるもので、行政と住民がパートナーとなり、美しい河川環境を創り出していこうとするシステムです。



2 安全管理のお願いについて

愛リバー・サポーター制度に参加していただくうえで、最も気を付けていただきたいことは参加者の安全です。

このため、河川美化清掃活動にあたっては、何よりもまず参加者1人1人が安全管理に注意してください。

●活動に参加する方々の安全について指導・監督のできる管理者を決めた上で、管理者を中心に安全な活動に努めてください。

●清掃計画をたてる際は、天候、気象や時間帯などをよく検討し、無理のない計画を立ててください。

●活動の実施についても、当日の天候（雨天・降雪・濃霧等）や時間（日没時等）を勘案し、悪条件となりそうな場合は、活動を避けてください。

●河川のまわりは、傾斜地や湿地、川との境がわかりにくい場所やワンドなど、様々な地形の変化があります。また、害虫や害獣などにも十分注意して作業を進めてください。

●河川美化清掃活動として行う内容は、ゴミの収集、除草のいずれを実施するか、いずれも実施するか等は愛リバー・サポーターの自由です。参加者の年齢構成や除草の経験等を考えて、無理のない計画を立ててください。

●特に子どもが参加する場合には、必要と考えられる数の大人の指導のもとに作業を行ってください。

●重量物や粗大ゴミ、医療廃棄物など危険なものには手をふれず、関係機関へ連絡してください。

※県では、愛リバー・サポーターの年1回以上の河川清掃美化活動における事故などに備えて、ボランティア保険に加入することとしています。（参加者の保険料の負担はありません。）保険内容は、死亡保険金が200万円、入院保険金が1日3,000円などです。手続きに必要ですので、河川清掃美化活動の実施にあたっては、必ず、事前に「活動連絡票」を提出してください。

3 参加申込み方法等について

(1) 愛リバー・サポーターとなるには、まず、愛リバー・サポーター申込書を、窓口のある別紙の市町又は県の地方局建設部・土木事務所に提出してください。

●愛リバー・サポーター制度に参加したい団体又は企業は、この手引きをよくご御覧いただき、制度の趣旨をご理解いただいたうえで、別紙の申込書により、市町（窓口のある市町）又は県の地方局建設部・土木事務所の窓口にご提出してください。

（愛リバー・サポーター制度に応募できる団体等の要件についてはP2をご覧ください。）

●申込みから決定までの間には、少しの期間を必要とします。この間に希望する区間の調査や関係機関との調整を行います。

●制度の内容や申込書の記載方法などについてご不明の点などがあれば、窓口のある市町、県の地方局建設部・土木事務所又は愛リバー・サポーター制度推進協議会事務局までお問い合わせください。

愛媛県愛リバー・サポーター制度推進協議会事務局
（愛媛県土木部河川港湾局河川課河川行政係）
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
TEL(089)941-2111(内線2671) FAX(089)948-1475

(2) 申込書に記載された内容（第1～第3希望）をもとに、「愛媛県愛リバー・サポーター制度推進協議会」において、愛リバー・サポーターとなっていただくかどうか、またサポーター区間等を決定します。

●愛リバー・サポーターとなっていただくかどうか、またサポーター区間等については、「愛リバー・サポーター制度推進協議会」において、地元市町の意見等も参考に決定します。予定件数の関係から、申し込みいただいた場合でも愛リバー・サポーターとなっていないこともありますので、予めご了承ください。

●区間の決定にあたっては、希望を十分尊重して行いますが、すでに他の参加グループが実施している場合など、第1希望以外の区間の清掃をお願いする場合があります。

また、愛リバー・サポーター制度は、担当した区間の河川美化清掃を独占するものではありません。他の団体又は個人が既に清掃活動を行っている場合もあると思われませんが、お互いに協力しながら活動を行ってください。

(3) 愛リバー・サポーターの決定後、各条件等の確認のため、決定された団体、企業等から「同意書」を提出していただきます。

●「同意書」は、サポーター区間や参加者の責務、事務局の支援内容など、愛リバー・サポーター制度の実施に必要な事項を確認するものです。

●「同意書」には「年間活動計画表」を添付してください。サポーターになることに決定した団体又は企業等は、1年間の活動計画を立て、別紙の用紙により、窓口のある市町、県の地方局建設部・土木事務所の窓口にも同意書とともに提出してください。

●計画は、参加人数、メンバーや活動場所などをよく検討していただき、無理のない計画を立ててください。

(年間計画について)

- ・年間1回以上の河川清掃活動ができるよう計画してください。
- ・各市町で行っている「一斉清掃日」等での活動も1回として差し支えありません。
- ・メンバーのうちから、年間計画及び安全管理についての計画・管理責任者を決め、安全で無理のない計画を立てるようにしてください。
- ・河川清掃活動以外にも、自主的な活動として「水辺の親子教室」、「水質生物調査」、「水質改善、ゴミ投棄防止啓発活動」等の河川愛護活動を計画するようにしてください。(これは義務活動ではありません。)
- ・この年間計画はあくまでも予定ですので、提出後に変更になっても差し支えありません。

(4) 愛リバー・サポーター制度推進協議会は、「同意書」の提出を受けた後に、サポーター区間にその地区を担当する団体・企業の名称を示した標識看板を設置します。

●標識看板は、基本的に次の仕様で統一(P9参照)することとし、設置する場所等を愛リバー・サポーターや河川管理者等と相談のうえ事務局が決定します。●標識看板の表示における愛リバー・サポーターの標記は、原則として団体・企業の名称のみとします。例えば、愛称、キャッチフレーズ及び特定の主義・主張並びに標語、製品名及び個人名などや、その他公共の場にふさわしくない表現を伴うものは使用できません。

●標識看板の設置期間は、愛リバー・サポーターとして活動を行っている期間とします。

4 活動にあたって

(1) 具体的な清掃活動日の決定、団体・企業内での連絡調整、また、他の団体等との連絡等（必要な場合）については、各団体・企業で行ってください。

●県では、活動における事故などに備えて、ボランティア保険に加入しています（参加者の保険料の負担はありません。）。手続きに必要ですので、活動の実施にあたっては、必ず、事前（実施日の15日前まで）に「活動連絡票」を提出してください。

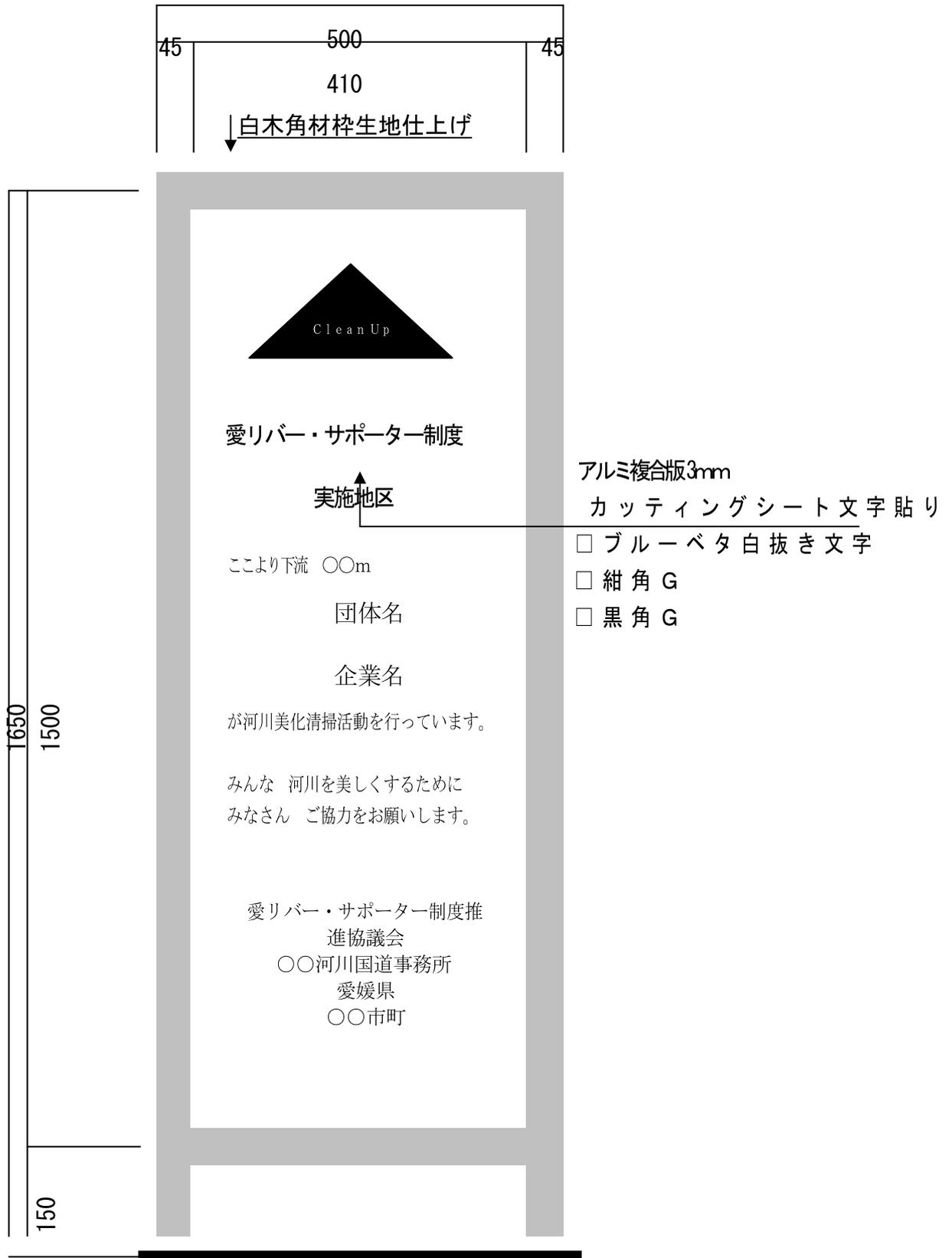
「活動連絡票」には、ゴミ袋等の物品の支援の要望を記載していただく欄を設けておりますので、希望される場合は明記してください。

●河川美化清掃活動にあたっては、何よりもまず参加者1人1人が安全管理に十分注意してください。

(2) ゴミの収集だけを行うか、除草も行うかは、各団体・企業の自由です。

●ゴミの収集、除草のいずれを実施するか、いずれも実施するか等は愛リバー・サポーターの自由です。参加者の年齢構成や除草の経験等を考えて、無理のない計画を立ててください。

「標識看板」の仕様（※この仕様は変更になる場合があります。）



5 河川美化清掃活動にあたっての支援内容

「愛リバー・サポーター」の活動については、河川管理者（国土交通省又は県）、市町で構成する「愛媛県愛リバー・サポーター制度推進協議会」が愛リバー・サポーターのパートナーとして、河川美化清掃、河川愛護活動を支援します。

ボランティア保険の加入（参加者の保険料の負担はありません）

ゴミ袋等の配布

●希望者には愛リバー・サポーター制度河川美化清掃活動に必要なゴミ袋等をお渡しします。ご希望の方は、活動場所に応じ、窓口のある市町、県の地方局建設部・土木事務所又は国土交通省（河川国道事務所）までご連絡ください。ただし、配布可能な数量に限度がある場合があります。予めご了解ください。

●原則として窓口のある市町、県の地方局建設部・土木事務所で配布する予定です。

草刈り鎌等の貸与

●草刈り鎌等の使用を希望される場合には、市町の担当窓口又は県の地方局建設部・土木事務所にご相談ください。ただし、貸し出しを行っていない場合もありますので、予めご了解ください。参加者で確保することが可能な場合には、できるだけそれを使用してください。

ゴミの回収・処分

●回収・処分の対象となるゴミは原則として紙くず類、空き缶類、ビン類、その他（家庭ゴミとして回収可能なもの）とします。

●放置自動車等の粗大ゴミや冷蔵庫等の重量物などは、愛リバー・サポーターの活動においては回収の必要はありません。これらのゴミを発見した場合は、窓口のある市町又は河川管理者（国土交通省又は県）までご連絡ください。また、危険物等が発見した場合は、無理のない範囲で最小限の対応（近づかないようロープを張る等）を行っていたら、窓口のある市町又は県の地方局建設部・土木事務所にご連絡ください。

●集めたゴミの回収及び処分は、活動場所により連絡先や回収方法等に違いがあります。ゴミは、活動する場所に応じた分別方法に従って、回収場所に集めてください。また、団体が、直接、焼却場に持ち込むことが必要な場合もありますので、ご承知おきください。

●ゴミの分別は少々手間のかかる作業ですが、資源のリサイクルやゴミを回収する上でたいへん重要です。是非ご協力ください。

□河川管理者（国土交通省又は県）、市町で構成する「愛媛県愛リバー・サポーター制度推進協議会」は、河川美化清掃のほか、愛リバー・サポーターが自発的に行う河川での様々な活動に協力します。

●私たちは、愛リバー・サポーターが、河川美化清掃活動のほか、サポーター区間となる河川敷地をフィールドとする自然観察等の環境学習、地域イベントなど川との多様な関わりを持っていくことを期待しており、愛リバー・サポーターが自発的に行う河川での様々な活動に積極的に協力します。

6 変更手続き等について

□変更手続き

●団体・企業の活動内容に変更等があった場合（名称・目的の変更、代表者・連絡先の更新など）は、お手数ですが窓口のある市町又は県の地方局建設部・土木事務所までご連絡ください。

□実施状況報告

●愛リバー・サポーターは、河川美化清掃活動等を行った場合は、やかに、「実施状況報告書」により活動状況を県の地方局建設部・土木事務所に提出してください。提出は、郵送又はファクシミリのどちらでも結構です。今後の川づくりに役立てるとともに、愛リバー・サポーター制度をよりよいものとするため、積極的なご意見、ご提言もあわせてお願いします。

7 注意事項について

□愛リバー・サポーターは、河川美化清掃や河川愛護活動とあわせて、それ以外の活動を行うことはできません。

●例えば、河川美化清掃活動とあわせて、また活動と前後して商品の紹介・販売を行うことや河川愛護活動と関係のない募集活動、講演会、PR活動等を行うことはできません。これは、愛リバー・サポーター制度が、健全な河川ボランティアを育成する趣旨のものであることから、同制度が営利活動や異なった目的のPR活動等に利用されることを防ぐことを目的としておりますので、ご理解ください。

□愛リバー・サポーターの決定を取り消す場合もあります。

●次の場合には、愛リバー・サポーターの決定を取り消し、看板から団体・企業名を除き又は看板を撤去する場合があります。

- ・趣旨と異なる活動がなされていると認められた場合
- ・他の方々の活動に迷惑を及ぼす恐れのある場合
- ・年間1回以上の河川美化清掃活動が行われず、また行われる見込みがなくなったと認められる場合

8 Q & A

□サポーター区間は指定できるのですか？

サポーター区間については、参加される団体・企業の要望にできるだけ沿いたいと考えています。

しかし、同一地区を複数の団体が清掃するよりも、それぞれが別の地区を清掃した方が、県下の河川のできるだけ広い範囲を美しくできるとも思われますので、既に別の団体が活動を行っている場合には、サポーター区間の調整をお願いする場合があります。

□参加できない団体・企業はあるのですか？

愛リバー・サポーター制度に参加できるのは、趣旨に賛同する団体や企業としていますが、地域の公共財産の継続的な河川愛護活動を委ねることになりますので、団体については常時、原則として10人以上の団体としています。

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等が代表者である団体等その他「愛媛県愛リバー・サポーター制度推進協議会」が不相当と認める団体や企業等は参加することができません。

□標識看板には、どのような表示がされるのですか？

担当する区間の起点に団体又は企業名を示す標識看板が設置されます。ただし、愛称やキャッチフレーズ、商品名、個人名等は表示できません。

□事務局となる「愛リバー・サポーター制度推進協議会」とはどのような団体ですか？

愛リバー・サポーター制度を推進するためには、国土交通省、県及び市町等が、住民の協力を得ながら、緊密に協力、連携して取り組むことが必要です。

また、市町は住民にとって最も身近な行政組織であり、住民とのパートナーシップを基本とする「愛リバー・サポーター制度」は、地域づくり・まちづくりの一環であることから、市町はこれを担う行政機関として積極的に参加し、それらの活動を支援していくことが期待されます。

このことから「愛リバー・サポーター」の支援のため、「愛リバー・サポーター制度」を一体的に推進する広域的、総合的な推進団体として、国土交通省、県及び市町等で構成する「愛リバー・サポーター制度推進協議会」を設立し、愛リバー・サポーター制度を推進していくこととしています。

□河川美化清掃活動の後で、当社主催の「お客様のつどい」を開催したいのですが？

団体や企業のPR活動や営業活動など愛リバー・サポーター制度の趣旨（清掃活動等）と異なる目的を持つ活動を、あわせて行うことは控えてください。

□個人（家族）で参加できるのですか？

愛リバー・サポーター制度は、愛リバー・サポーターとなる団体等を「川づくり」のイコールパートナーとして、今後、さらに積極的に連携を強化し、河川愛護活動の推進を図ろうとするものです。このため、当制度に参加できる団体・企業として、原則として10人以上の団体であることを要件としています。

□団体名や企業名の入った看板を立てることはボランティアの趣旨になじまないのではないのでしょうか？

愛リバー・サポーター制度で設置する看板は、団体名や企業名をPRすることを目的にするものではなく、その区域の河川美化清掃を行う団体又は企業を表示するためのものですので、ボランティアの趣旨に反するものではありません。

標識看板等の仕組みは、河川の利用者、住民、河川管理者や地方公共団体（市町）等が連携し、地域住民とのパートナーシップを基本とする「新しい河川管理のあり方」に取り組もうとするものです。

□補助金などの支援はないのでしょうか？

愛リバー・サポーター制度は、各住民団体や企業等の自主的なボランティア活動を前提としていますので、補助金等の金銭的な支援は予定していません。

愛リバー・サポーター制度運営要綱

(活動の目的)

第1 良好な河川環境についての住民の関心の高まりに対応し、住民と連携した河川管理を進めていくため、住民とのパートナーシップを基本として、住民と行政との協力と適切な役割分担のもとに「新しい河川管理のあり方」としての愛リバー・サポーター制度を創設するとともに、これを担う河川愛護団体の育成に資する。

(参加資格)

第2 愛リバー・サポーター制度に参加することができる者は、愛媛県内に所在地を有する原則として10人以上の団体又は企業（以下「団体等」という。）とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等が代表者である団体等その他愛媛県愛リバー・サポーター制度推進協議会（以下「協議会」という。）が不相当と認める団体等は、この限りでない。

(参加手続)

第3 愛リバー・サポーター制度に参加しようとする者は、別に定める愛リバー・サポーター申込書（以下「申込書」という。）を協議会に提出し、次の事項を登録するものとする。

- (1) 団体（企業）名及び所在地
- (2) 代表者名、住所及び連絡先
- (3) 構成員数
- (4) 愛リバー・サポーター活動の内容
- (5) 愛リバー・サポーター活動を希望する場所
- (6) ボランティア保険加入希望の有無

2 ボランティア保険の加入を希望する者（以下「保険希望者」という。）は、前項の申込書のほか、愛リバー・サポーター構成名簿（以下「構成員名簿」という。）をあわせて提出するものとする。

3 愛リバー・サポーター活動を行う場所は、愛リバー・サポーターの登録決定の通知を受けた団体等（以下「参加者」という。）が登録した第1希望から第3希望までの場所の中から、協議会が参加者と協議し決定するものとする。

4 参加者は、愛リバー・サポーターの登録決定の通知を受けた後、すみやかに別に定める愛リバー・サポーター活動実施同意書（以下「同意書」という。）を協議会に提出しなければならない。

(参加者の活動)

- 第4 参加者は、愛媛県内の一級河川、二級河川及び県が管理する砂防施設の存する普通河川の河川敷の、原則として 200mから 500mまでの区間について、河川美化清掃活動その他河川愛護活動（以下「河川美化清掃活動等」という。）を行わなければならない。
- 2 河川美化清掃活動は、年間1回以上実施しなければならない。
 - 3 参加者は、河川美化清掃活動を実施しようとするときは、活動予定日の15日前までに別に定める愛リバー・サポーター活動連絡票（以下「活動連絡票」という。）を協議会に提出しなければならない。
 - 4 河川美化清掃活動により収集したゴミや除草等は、活動する場所に応じた分別方法に従って処理しなければならない。
 - 5 参加者は、河川美化清掃活動等とあわせて、チラシ配布などのPR活動、イベント開催等、他の目的を持つ活動を行ってはならない。

(年間活動計画票及び実施状況報告書)

- 第5 参加者は、毎年4月30日までに別に定める愛リバー・サポーター年間活動計画表（以下「年間活動計画表」という。）を協議会に提出しなければならない。ただし、愛リバー・サポーターの登録を行った年については、同意書とともに提出するものとする。
- 2 参加者は、河川美化清掃活動等を実施したときは、活動を行った日の属する月の翌月末日までに、愛リバー・サポーター実施状況報告書（以下「実施状況報告書」という。）によりその月の活動状況を協議会に提出しなければならない。
 - 3 保険希望者は、恒常的に河川美化清掃活動に参加できる構成員数に変更があったときは、すみやかに変更後の構成員名簿を協議会に提出しなければならない。

(安全の確保)

- 第6 河川美化清掃活動等を行う場合の安全確保については、参加者において必要な安全対策、予防策等を講じ、責任を持って対処するものとする。
- 2 15才未満の者が河川美化清掃活動等に参加する場合は、安全確保に十分な保護者の参加を必要とするものとする。

(参加者への支援)

- 第7 協議会は、参加者の活動に対し、次の支援措置を行う。
- (1) 愛リバー・サポーター活動を行う場所に参加者の名称等を示す看板を立てること。
 - (2) ボランティア保険に加入すること（保険希望者に限る。）。
 - (3) 参加者が実施する河川美化清掃活動に協力すること。
 - (4) その他、参加者が実施する河川愛護活動を支援すること。

(登録の抹消)

第8 参加者が、この要綱の定めに従わない場合、他の参加者の活動に迷惑を及ぼす場合、協議会の運営に支障をきたす場合又は第2ただし書に規定する団体等に該当することとなった場合には、協議会は、当該参加者の登録を抹消することができるものとする。

(電子情報処理組織による申込書等の提出等)

第9 この要綱により協議会に対してなすべき申込書、活動連絡票、年間活動計画表又は実施状況報告書(以下「申込書等」という。)の提出については、電子情報処理組織(愛媛県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申込書等を提出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 協議会は、電子情報処理組織を使用して申込書等を提出した者に対する登録決定の通知等については、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(事務局)

第10 愛リバー・サポーター制度の運営に係る事務は、協議会が行う。

(委任)

第11 この要綱に定めるもののほか、愛リバー・サポーター制度の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

愛リバー・サポーター同意書

参加者 _____ は、下記の内容を守って愛リバー・サポーターとして河川美化清掃活動その他河川愛護活動（以下「河川美化清掃活動等」といいます。）を行うことに同意します。

記

- 1 愛媛県愛リバー・サポーター制度推進協議会事務局（以下「事務局」といいます。）の示す安全方針等に従い、安全が最優先であることを自覚し、責任者を定め、参加者の規模、気象状況等に応じた無理のない活動計画を立て、安全の確保に十分注意して河川美化清掃活動等を行います。
- 2 愛リバー・サポーターの登録決定の通知を受けた場所の河川美化清掃活動を登録決定の通知の日（以下「決定通知日」といいます。）から1年間の間に1回以上行います。
- 3 河川美化清掃活動等に際して、他の目的を持つ別の活動（チラシの配布、イベントの開催等）は行いません。
- 4 この同意書と併せ次の提出書類をそれぞれの提出期限までに提出します。

提出書類名	提出期限
活動連絡票	河川美化清掃活動を行う予定日の15日前
実施状況報告書	河川美化清掃活動を行った日の属する月の翌月末日
年間活動計画表	毎年度4月30日まで。ただし、愛リバー・サポーターの登録を行った年にあつては、同意書とともに提出する。

- 5 15歳未満の者が河川美化清掃活動等に参加する場合は、必ず十分な人数の成人の保護者又は監督者が指導又は監督します。
- 6 収集したゴミや除草等を、あらかじめ定められ、又は指示のあった方法により処理します。
- 7 河川美化清掃活動中に重量物、大型のゴミ等を発見したときは、事務局に報告します。また、有害又は危険と思われる物質、医療廃棄物（注射器、点滴針等）等を見つけたときは、直ちに河川管理者に通報します。
- 8 その他河川美化清掃活動等を行う場合は、愛リバー・サポーターの登録決定の通知書及び事務局で別に作成する手引きに記載された注意事項に留意するとともに、河川管理者から指導、指示を受けた場合にはこれに従います。
- 9 参加者の活動が、この同意書の定め違反する場合又は愛リバー・サポーター制度運営要綱第8の規定に該当すると認められる場合は、愛リバー・サポーターの登録が抹消されても異議はありません。

○愛リバー・サポーター制度運営要綱

(参加資格)

第2 愛リバー・サポーター制度に参加することができる者は、愛媛県内に所在地を有する原則として10人以上の団体又は企業（以下「団体等」という。）とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等が代表者である団体等その他愛媛県愛リバー・サポーター制度推進協議会（以下「協議会」という。）が不相当と認める団体等は、この限りでない。

(登録の抹消)

第8 参加者が、この要綱の定めに従わない場合、他の参加者の活動に迷惑を及ぼす場合、協議会の運営に支障をきたす場合又は第2ただし書に規定する団体等に該当することとなった場合には、協議会は、当該参加者の登録を抹消することができるものとする。

年 月 日

愛媛県愛リバー・サポーター制度推進協議会会長 様

企業又は団体名

代 表 者 名

< 注 意 事 項 >

- 1 愛リバー・サポーター制度は、私たちの身近な河川がかけがえのない地域の貴重な共有財産であることを再認識し、その管理に積極的に住民等の皆さんが参加していくシステムです。しかし、愛リバー・サポーターは、公共の財産である河川の公益的活動として河川美化清掃その他の河川愛護活動を行うほか、特段の権利が設定されるものではありません。
- 2 愛リバー・サポーターは、河川敷の美化清掃活動を排他的に独占するものではありません。他の団体や個人の方が美化清掃活動を行っている場合も、お互いに協力しながら作業を行ってください。
- 3 河川美化清活動は、参加者の自己責任下において行うボランティア活動であって、事務局はその活動中の事故に対し賠償責任を負いません。ただし、県が、活動の支援として傷害保険に加入している場合には、その範囲内で補償を行います。
- 4 河川美化清掃活動等を行うに当たって、参加者が清掃実施地区に徒歩等で行けない場合には、なるべく公共交通機関を利用する等により、車両の数を必要最小限に抑え、また不法駐車等は行わないよう指導してください。

愛リバー・サポーター一年間活動計画表

提出年月日	年 月 日									
企業・団体名										
所在地										
代表者名 (フリガナ)										
電話番号 ・ファクシミリ										
e-mail										
河川美化 清掃活動	予定時期	予定人数	除草・ごみ拾い等の内容							
第1回										
第2回										
第3回										
河川愛護活動										
支 援 の 要 望	物品等	軍手	ゴム 手袋	ゴミ袋	草刈機 替刃	混合油	鎌 (貸出)	熊手 (貸出)	火ハサミ (貸出)	そ の 他 ()
	必要の 有無等									
その他										

- 注1 「河川美化清掃活動」の欄が不足する場合は、別紙に記入し、添付してください。
- 2 「河川愛護活動」の欄には、実施予定場所、参加予定人数、実施予定場所、実施予定の内容及び県等への協力依頼(河川環境学習会の講師等)を記入してください。
- 3 「支援の要望」欄には、支援を要望する物品等がある場合は、該当する物品等の「必要の有無」欄に○印を記入するとともに、数量が分かっている場合は、その数量を併せて記入してください。
- (1) 計画表の記入内容を踏まえて、県の支援内容を検討しますので、ご要望のある場合は、記入をお願いします。ただし、次の事項にご留意願います。
- ア 提供できる物品に限りがあるため、ご要望に沿えない場合もあります。
- イ 飲料水等の協賛物品は、別途、照会します。
- ウ 県の草刈機本体の貸出は、別途、申請書を提出していただく必要がありますので、各地方局建設部・土木事務所の担当者(以下「地方局担当者」といいます。)にご相談ください。
- エ ゴミ袋は、市町で配布する場合があります。
- (2) この欄に記載の物品の貸出を要望される場合は、地方局担当者にご相談ください。
- (3) この欄に記載のない物品(例:竹ぼうき(貸出)等)を要望される場合は、「その他」欄の「()」に物品名を具体的に記入(別紙可)されるとともに、地方局担当者にご相談ください。
- 4 「その他」の欄には、御意見や御要望等を記入してください(例:看板の設置、ボランティア保険への新規加入等)。
- 5 団体代表者や構成員数等に変更がある場合は、地方局担当者に御連絡をお願いします。

愛リバー・サポーター活動連絡票

提出年月日	年 月 日									
企業・団体名										
所在地										
代表者名 (フリガナ)										
電話番号 ・ファクシミリ										
e-mail										
実施予定日 (開始・終了時刻)	年 月 日 時 ~ 時									
参加予定人員	全体		人		うち大人			人		
					子供					
実施内容 (特に実施する 内容、PR)										
支 援 の 要 望	物品等	軍手	ゴム 手袋	ゴミ袋	草刈機 替 刃	混合油	鎌 (貸出)	熊 手 (貸出)	火バサミ (貸出)	そ の 他 ()
	数量等									

- 注1 募集パンフレット、参加要領等があれば、添付してください。
- 2 「支援の要望」欄には、支援を要望する物品等の数量を「数量等」欄に記入してください。
- (1) 原則として、この連絡票の記入内容を踏まえて、県の支援内容を決定しますので、ご要望のある場合は、必ず記入してください。ただし、次の事項にご留意願います。
- ア 提供できる物品に限りがあるため、ご要望に沿えない場合もあります。
- イ 既提出の年間活動計画表に記入されていない物品等のご要望も支障ありません。
- ウ 飲料水等の協賛物品は、別途、照会しますので、それによってください。
- エ 県の草刈機本体の貸出は、別途、申請書を提出していただく必要がありますので、各地方局建設部・土木事務所の担当者(以下「地方局担当者」といいます。)にご相談ください。
- オ ゴミ袋は、市町で配布する場合があります。
- (2) この欄に記載の物品の貸出を要望される場合は、地方局担当者にご相談ください。
- (3) この欄に記載のない物品(例:竹ぼうき(貸出)等)を要望される場合は、「その他」欄の「()」に物品名を具体的に記入(別紙可)されるとともに、地方局担当者にご相談ください。
- 3 この連絡票は、事前(原則として実施日の15日前まで)に提出してください。

愛リバー・サポーター実施状況報告書

提出年月日	年 月 日	
企業・団体名		
所在地		
代表者名 (フリガナ)		
電話番号 ・ファクシミリ		
e-mail		
河川美化 清掃活動	実施年月日	
	参加人数	
	活動内容	1 除草 袋 (1袋 リットル) 2 ゴミ拾い 可燃ゴミ 袋 (1袋 リットル) 不燃ゴミ 袋 (1袋 リットル) 3 その他
河川愛護活 動	実施年月日	
	参加人数	
	実施場所	
	活動内容	
そ の 他		

注1 この報告書は、河川美化清掃活動等を実施した日の属する月の翌月末日までに提出してください。

2 団体又は企業の活動内容に係る資料（写真・新聞記事等）があれば添付してください。

年 月 日

愛媛県愛リバー・サポーター制度推進協議会〇〇部会長 様
(愛媛県〇〇地方局建設部(土木事務所)長)

団体名・企業名
代表者氏名
電話番号

愛リバー・サポーター登録変更届

愛媛県公共土木施設愛護事業「愛リバー・サポーター制度」に関する登録について、次のとおり変更したく申し出ます。

1 変更時期

2 変更内容

	変更前	変更後
フリガナ		
団体名		
フリガナ		
代表者名		
住所		
電話番号		
FAX		
メールアドレス		
活動場所		

令和 年 月 日

愛媛県愛リバー・サポーター制度推進協議会〇〇部会長 様
(愛媛県〇〇地方局建設部(土木事務所)長)

団体名・企業名
代表者氏名
電話番号

愛リバー・サポーター登録解除届

愛媛県公共土木施設愛護事業「愛リバー・サポーター制度」に関する登録について、解除したく申し出ます。

1 解除時期

2 解除理由

